

「契約ロッカー使用約款」新旧対照表

1.

現行	変更後
<p>第1条（約款の遵守） ～ 第2条（契約ロッカーの利用） （略）</p> <p>第3条（契約期間及び契約の終了） (1) ロッカー契約は、1ヶ月毎の自動継続契約となります。 (2) 利用者は、会員マイページから所定の手続きをすることでロッカー契約を解約することができます。（口頭、電話、メール、郵送、店頭での解約はできません） (3) 本施設は、利用者が本約款に違反した場合、ロッカー契約を解除することができます。 (4) 以下の場合、利用者は契約ロッカーの利用資格を喪失します。 1.本施設の会員資格を喪失したとき 2.休会したとき 3.利用者が所属店舗を移籍したとき 4.利用者がロッカー契約を解約したとき 5.本施設がロッカー契約を解除したとき (5) 前項により利用資格を喪失したときは、利用者は契約終了日までにロッカー内から全ての収容品を撤去しなければなりません。契約終了日を過ぎてロッカー内に残置物があるときは、本施設は当該残置物を取り出し、2週間保管の後、廃棄いたします。（ただし、当該残置物の状態によっては、本施設の判断で即刻廃棄等をする場合があります）</p> <p>第4条（収容を禁じる物） ～ 第8条（約款の変更） （略）</p> <p>附則 本約款は、2020年3月1日から実施いたします。 改定 <u>2024年11月26日</u></p>	<p>第1条（約款の遵守） ～ 第2条（契約ロッカーの利用） （略）</p> <p>第3条（契約期間及び契約の終了） (1) ロッカー契約は、1ヶ月毎の自動継続契約となります。 (2) 利用者は、会員マイページから所定の手続きをすることでロッカー契約を解約することができます。（口頭、電話、メール、郵送、店頭での解約はできません） (3) 本施設は、利用者が本約款に違反した場合、ロッカー契約を解除することができます。 (4) 以下の場合、利用者は契約ロッカーの利用資格を喪失します。 1.本施設の会員資格を喪失したとき 削除 2.利用者が所属店舗を移籍したとき 3.利用者がロッカー契約を解約したとき 4.本施設がロッカー契約を解除したとき (5) 前項により利用資格を喪失したときは、利用者は契約終了日までにロッカー内から全ての収容品を撤去しなければなりません。契約終了日を過ぎてロッカー内に残置物があるときは、本施設は当該残置物を取り出し、2週間保管の後、廃棄いたします。（ただし、当該残置物の状態によっては、本施設の判断で即刻廃棄等をする場合があります）</p> <p>第4条（収容を禁じる物） ～ 第8条（約款の変更） （略）</p> <p>附則 本約款は、2020年3月1日から実施いたします。 改定 <u>2025年12月1日</u></p>